



# 栃木県公報

平成30(2018)年  
12月18日(火)  
号 外  
第 63 号

## 目 次

### 条 例

○とちぎの子ども・子育て支援条例の制定	3
○栃木県部設置条例の一部改正	7
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	8
○栃木県手数料条例の一部改正	14
○栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正	17
○栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	17
○栃木県建築基準条例の一部改正	25
○栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例の廃止	27
○栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例の廃止	27

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇とちぎの子ども・子育て支援条例の制定（栃木県条例第39号）

子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

#### 1 定義（第2条関係）

この条例における「子ども」、「保護者」、「子ども・子育て支援」及び「子ども・子育て支援機関等」の意義を定めることとしました。

#### 2 基本理念（第3条関係）

子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととしました。

- (1) 子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。
- (3) 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。

#### 3 県の責務及び県と市町村との協力

- (1) 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。（第4条関係）
- (2) 県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする事としました。（第5条関係）

#### 4 保護者等の責務

- (1) 保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとする事としました。（第6条関係）
- (2) 子ども・子育て支援機関等は、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第7条関係）
- (3) 事業者は、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第8条関係）
- (4) 県民は、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする事としました。（第9条関係）

5 基本計画(第10条関係)

知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画を定めるものとする事としました。

6 とちぎの子ども育成憲章(第11条関係)

知事は、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針として、とちぎの子ども育成憲章を定めるものとする事としました。

7 子ども・子育て支援に関する基本的施策

- (1) 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成(第12条関係)
- (2) 結婚の支援等(第13条関係)
- (3) 母子保健医療体制の充実等(第14条関係)
- (4) 地域における子育て等の支援(第15条関係)
- (5) 教育環境等の整備(第16条関係)
- (6) 生活環境の整備(第17条関係)
- (7) 職業生活と家庭生活との両立支援(第18条関係)
- (8) 困難を有する子ども等及び家庭への支援(第19条関係)
- (9) 家庭の日(第20条関係)
- (10) 財政上の措置(第21条関係)

8 施行期日等

- (1) この条例は、平成31(2019)年1月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- (3) 栃木県青少年健全育成条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県部設置条例の一部改正(栃木県条例第40号)

- 1 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を一体的に推進するため、平成31(2019)年4月1日から平成35(2023)年3月31日までの間、国体・障害者スポーツ大会局を設置することとしました。(附則第21項及び第22項関係)
- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第41号)

- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、一部を除き、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第42号)

- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正(栃木県条例第43号)

- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正(栃木県条例第44号)

栃木県総合運動公園に有料公園施設を設置することに伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 栃木県都市公園条例関係
  - (1) 栃木県総合運動公園に新たに設置される武道館並びに武道館の会議室等、附属設備及び備品の使用料の額を定めることとしました。(別表第1関係)
  - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例関係  
栃木県体育館の武道館の競技場を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。(第3条及び別表関係)
- 3 この条例は、平成31(2019)年11月1日から施行することとしました。ただし、2は、規則で定める日か

ら施行することとしました。

#### ◇栃木県建築基準条例の一部改正(栃木県条例第45号)

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の一部を車庫等の用途に供する場合における防火区画を要しないこととしました。(第39条関係)
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
  - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

#### ◇栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例の廃止(栃木県条例第46号)

- 1 栃木県障害者保養センター那珂川苑を廃止するため、栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

#### ◇栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例の廃止(栃木県条例第47号)

- 1 栃木県交通安全教育センターを廃止するため、栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

## 条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 とちぎの子ども・子育て支援条例
- 二 栃木県部設置条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 五 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例
- 六 栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県建築基準条例の一部を改正する条例
- 八 栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例を廃止する条例
- 九 栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例を廃止する条例

平成三十年十二月十八日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県条例第三十九号

#### とちぎの子ども・子育て支援条例

##### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則(第一条―第九条)

##### 第二章 基本計画(第十条)

##### 第三章 とちぎの子ども育成憲章(第十一条)

##### 第四章 子ども・子育て支援に関する基本的施策(第十二条―第二十一条)

##### 附則

子どもは、一人一人がかげがえのない存在であり、次代を担う社会の宝である。子どもが健やかに生まれ、育ち、豊かな人生を送ることができる地域社会の実現は、全ての県民の願いである。

しかしながら、近年、未婚化や晩婚化などにより急速に少子化が進行するとともに、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景として、家庭や地域の子どもの育てる力の

低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加などの様々な問題が生じている。

こうした状況の中、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現を図るためには、県民一人一人が子ども・子育て支援に関する理解を深め、関係者の相互の連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援する取組を一層進めていく必要がある。

ここに、私たちは、子ども・子育て支援について県を挙げて取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども おおむね十八歳未満の者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 子ども・子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に向けた全ての取組をいう。
- 四 子ども・子育て支援機関等 子ども・子育て支援を行う機関及び団体をいう。

### (基本理念)

**第三条** 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
- 二 結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。
- 三 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。
- 四 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。

### (県の責務)

**第四条** 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (県と市町村との協力)

**第五条** 県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

### (保護者の責務)

**第六条** 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとする。

### (子ども・子育て支援機関等の責務)

**第七条** 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の責務)

**第八条** 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家



庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

**第九条** 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 基本計画

**第十条** 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援に関する基本的方向
- 二 子ども・子育て支援に関する施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

## 第三章 とちぎの子ども育成憲章

**第十一条** 知事は、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針として、とちぎの子ども育成憲章(以下「育成憲章」という。)を定めるものとする。

2 知事は、育成憲章を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、育成憲章を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、育成憲章の変更について準用する。

## 第四章 子ども・子育て支援に関する基本的施策

(子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成)

**第十二条** 県は、子ども・子育て支援について県民の理解を深めるとともに、社会全体で子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成を図るため、子ども・子育て支援に関する情報の提供、子ども・子育て支援の推進に寄与した者の表彰その他必要な施策を講ずるものとする。

(結婚の支援等)

**第十三条** 県は、市町村等と連携し、結婚を望む者が結婚することができるよう、結婚の支援に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、結婚を望む者が経済的に自立し、家庭を持つことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

**第十四条** 県は、母子保健医療体制の充実を図るため、市町村が実施する妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、妊産婦に対する保健指導等の母子保健サービスの提供に対する支援を行うとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、相談支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における子育て等の支援)

**第十五条** 県は、地域における子ども及び保護者に対する支援に係る多様な需要に対応するため、保育サービスに係る情報の提供、保育サービスの提供に対する支援その他必要な施策を

講ずるものとする。

2 県は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、地域における子ども及び保護者に対する支援に携わる人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育環境等の整備)

**第十六条** 県は、子どもが将来自立して社会生活を営み、家庭を持ち、及び子どもを生み、健やかに育てることができるよう、子育ての意義及び家庭が果たす役割について学ぶ機会の提供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもの健やかな成長を支援するため、地域において学習活動、文化芸術活動、スポーツ活動、自然体験活動及び社会体験活動に参加することができる環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

**第十七条** 県は、子ども、保護者及び妊産婦が安全に安心して生活することができるよう、交通安全対策の推進、良好な居住環境及び地域環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活との両立支援)

**第十八条** 県は、保護者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、育児休業制度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。

(困難を有する子ども等及び家庭への支援)

**第十九条** 県は、経済的な困窮、虐待等の困難を有する子ども及び障害児(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四条第二項に規定する障害児をいう。)の福祉の充実及び自立の推進を図るとともに、その家庭に対する適切な支援を行うため、相談体制の充実強化その他必要な施策を講ずるものとする。

(家庭の日)

**第二十条** 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、家庭の日を定める。

2 家庭の日は、毎月第三日曜日とする。

3 家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとする。

(財政上の措置)

**第二十一条** 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この条例の施行の際現に母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第十二条、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)第九条第一項から第四項まで、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第九条第一項、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第一項から第五項まで及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第九条第一項の規定により定められている県の計画は、第十条第一項から第三項までの規定により定められた基本計画とみなす。

**第三条** この条例の施行の際現に定められている子どもの育成に関する県の憲章であつて、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針を定めたものは、第十一条第一項

及び第二項の規定により定められた育成憲章とみなす。

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

**第四条** 栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第十二条</b> 削除</p>	<p style="text-align: center;">(家庭の日)</p> <p><b>第十一条</b> 県は、青少年の健全な育成において家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日として、家庭の日を定める。</p> <p>2 家庭の日は、毎月第三日曜日とする。</p> <p>3 家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわらず、これを免除するものとする。</p>
<p><b>第十三条</b> 削除</p>	<p style="text-align: center;">(表彰)</p> <p><b>第十三条</b> 知事は、青少年の健全な育成について特に顕著な功績があると認められる者又は青少年、青少年が組織する団体等での活動が他の模範になると認められるものを表彰することができる。</p>

(こども政策課)

**栃木県条例第四十号**

**栃木県部設置条例の一部を改正する条例**

栃木県部設置条例(平成十八年栃木県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 20 略</p> <p>(国体・障害者スポーツ大会局の設置)</p> <p>21 平成三十一年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの間、地方自治法第五十八條第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、国体・障</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>1 20 略</p>

<p>害者スポーツ大会局を置く。</p> <p>(国体・障害者スポーツ大会局の分掌事務)</p> <p>22 国体・障害者スポーツ大会局の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 第七十七回国民体育大会に関すること。</p> <p>二 第二十二回全国障害者スポーツ大会に関すること。</p>	
---	--

**附 則**

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事課)

**栃木県条例第四十一号**

**栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p><b>別表第一（第二条、第三条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">一〜十二 略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">                     十三 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定                 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">                     栃木市、 佐野市、 小山市、 矢板市及 びさくら 市                 </td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">十三の二〜十七の二 略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">                     十七の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項におい                 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	一〜十二 略		十三 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定	栃木市、 佐野市、 小山市、 矢板市及 びさくら 市	十三の二〜十七の二 略		十七の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項におい	略	<p><b>別表第一（第二条、第三条関係）</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">一〜十二 略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">                     十三 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定                 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">                     栃木市、 佐野市及 び小山市                    </td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">十三の二〜十七の二 略</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 80%;">                     十七の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項におい                 </td> <td style="width: 20%; text-align: center;">略</td> </tr> </table>	一〜十二 略		十三 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定	栃木市、 佐野市及 び小山市  	十三の二〜十七の二 略		十七の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項におい	略
一〜十二 略																	
十三 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定	栃木市、 佐野市、 小山市、 矢板市及 びさくら 市																
十三の二〜十七の二 略																	
十七の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項におい	略																
一〜十二 略																	
十三 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に基づく事務のうち、同法第二十条第一項の規定による区域の決定	栃木市、 佐野市及 び小山市  																
十三の二〜十七の二 略																	
十七の三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下この項におい	略																



て「政令」という。)に基づ  
く事務のうち、次に掲げるも  
の  
(一) (四十三) 略  
(四十四) 法第七十六条の三第  
一項の規定による報告の受  
理  
(四十五) 法第七十六条の三第  
二項の規定による公表  
(四十六) 法第七十六条の三第  
三項の規定による調査  
(四十七) 法第七十六条の三第  
四項の規定による命令  
(四十八) 法第七十六条の三第  
五項の規定による通知  
(四十九) 法第七十六条の三第  
六項の規定による指定の取  
消し及び効力の停止  
(五十) 法第七十六条の三第七  
項の規定による通知  
(五十一) 法第七十六条の三第  
八項の規定による公表  
(五十二) (五十九) 略

十七の四 略

十八 母子及び父子並びに寡婦  
福祉法(昭和三十九年法律第  
百二十九号。以下この項にお  
いて「法」という。)及び  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施  
行令(昭和三十九年政令第二  
百二十四号。以下この項にお  
いて「政令」という。)及び  
法の施行のための規則に基づ  
く事務のうち、次に掲げるも  
の  
(四)(一) (三) 略  
(三) 法第三十二条第一項  
の規定による資金  
(法附則第六条第二項の規  
定により当該資金とみなさ  
れる資金を含む。次号にお  
いて同じ。)の貸付けの申  
請の受理等

て「政令」という。)に基づ  
く事務のうち、次に掲げるも  
の  
(一) (四十三) 略  
(四十四) (五十一) 略

十七の四 略

十八 母子及び父子並びに寡婦  
福祉法(昭和三十九年法律第  
百二十九号。以下この項にお  
いて「法」という。)及び  
母子及び父子並びに寡婦福祉法施  
行令(昭和三十九年政令第二  
百二十四号。以下この項にお  
いて「政令」という。)及び  
法の施行のための規則に基づ  
く事務のうち、次に掲げるも  
の  
(四)(一) (三) 略  
(三) 法第三十二条第一項及び  
第二項の規定による資金  
(法附則第六条第二項の規  
定により当該資金とみなさ  
れる資金を含む。  
。 ) の貸付けの申  
請の受理等

<p>(五) 法第三十二条第一項の規定による資金の貸付けの申請に係る審査（法第三十二条第三項（法附則第六条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）に規定する収入に係るものに限る。）</p> <p>(六) 法第三十二条第二項の規定による資金（法附則第六条第二項の規定により当該資金とみなされる資金を含む。）の貸付けの申請の受理等</p> <p>(七) (四) 略</p>			
十八の二～二十の二 略		十八の二～二十の二 略	
<p>二十の三 栃木県小規模水道条例（昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一)の(七) 略</p>	<p>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町及び那須町</p>	<p>二十の三 栃木県小規模水道条例（昭和三十八年栃木県条例第三十号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(一)の(七) 略</p>	<p>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町及び那須町</p>
二十一～二十七の三 略		二十一～二十七の三 略	
<p>二十七の四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法</p>	<p>栃木市、鹿沼市、</p>	<p>二十七の四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法</p>	<p>栃木市、鹿沼市、</p>

<p>律第九十二号)に基づく事務のうち、同法第三十八条第二項の規定による届出の受理</p>	<p>日光市、 小山市、 真岡市、 大田原市 及び那須 塩原市</p>
<p>二十七の五〜二十九 略</p>	
<p>二十九の二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。)及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「平成二十七年改正法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〜(十) 略</p>	<p>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町及び那須町(宇都宮市にあつては、第七号から第十二号までに掲げる事務(第九号に掲げる事務にあつては、第七号の許可に係るもの、第十二号に掲げる事務に</p>
<p>律第九十二号)に基づく事務のうち、同法第三十八条第二項の規定による届出の受理</p>	<p>小山市、 真岡市、 大田原市 及び那須 塩原市</p>
<p>二十七の五〜二十九 略</p>	
<p>二十九の二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。)及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号。以下この項において「平成二十七年改正法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)〜(十) 略</p>	<p>宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、壬生町及び那須町</p>

	<p>あつては 第七号が ら第十一 号までに 掲げる事 務に係る ものに限 る。)に 限る。)</p>		
<p>二十九の三 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六 号。以下この項において 「法」という。)に基づき事 務のうち、次に掲げるもの (前項第一号、第二号、第四 号、第五号、第七号、第十三 号及び第十四号に掲げる事務 に係るものに限る。) (一) 略 (二) 略</p>	<p>宇都宮 市、足利 市、栃木 市、佐野 市、鹿沼 市、日光 市、小山 市、真岡 市、大田 原市、矢 板市、那 須塩原 市、さく ら市、那 須烏山 市、下野 市、壬生 町及び那 須町(宇 都宮市に あつて は、前項 第七号の 許可に係 る事務に 限る。)</p>	<p>二十九の三 租税特別措置法 (昭和三十二年法律第二十六 号。以下この項において 「法」という。)に基づき事 務のうち、次に掲げるもの (前項第一号、第二号、第四 号、第五号、第七号、第十三 号及び第十四号に掲げる事務 に係るものに限る。) (一) 略 (二) 略</p>	<p>宇都宮 市、足利 市、栃木 市、佐野 市、鹿沼 市、日光 市、小山 市、真岡 市、大田 原市、矢 板市、那 須塩原 市、さく ら市、那 須烏山 市、下野 市、壬生 町及び那 須町</p>
<p>二十九の四く三十四 略</p>		<p>二十九の四く三十四 略</p>	
<p>三十五 栃木県景観条例(平成 十五年栃木県条例第六号。以 下この項において「条例」と いう。)及び条例の施行のた めの規則に基づき事務のう ち、次に掲げるもの</p>	<p>市町(第 一号に掲 げる事務 にあつて は、宇都 宮市、足</p>	<p>三十五 栃木県景観条例(平成 十五年栃木県条例第六号。以 下この項において「条例」と いう。)及び条例の施行のた めの規則に基づき事務のう ち、次に掲げるもの</p>	<p>市町(第 一号に掲 げる事務 にあつて は、宇都 宮市、足</p>

<p>(一)・(二) 略</p> <p>利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町及び那須町を除く。)</p>	<p>三十五の二 栃木県景観条例 (以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(六) 略</p> <p>真岡市、大田原市及び下野市</p>		
<p>三十五の三～三十五の六 略</p>			
<p>三十五の七 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(五) 略</p>	<p>上三川町及び壬生町</p>	<p>(一)・(二) 略</p> <p>利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、下野市、高根沢町及び那須町を除く。)</p>	<p>三十五の二 栃木県景観条例 (以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(六) 略</p> <p>真岡市及び大田原市</p>
<p>三十五の七 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(五) 略</p>		<p>三十五の三～三十五の六 略</p>	
<p>三十五の七 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(五) 略</p>	<p>壬生町</p>	<p>三十五の七 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和四十七年政令第二百八十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一)～(五) 略</p>	<p>三十五の八～四十二 略</p>
<p>三十五の八～四十二 略</p>		<p>三十五の八～四十二 略</p>	

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の二十九の二の項及び二十九の三の項の改正規定 公布の日



- 一 別表第一の十七の三の項の改正規定及び次項の規定 平成三十一年一月一日
- 二 この条例（前項第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（行政改革推進室）

栃木県条例第四十二号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第一（第二条、第三条、第五条関係）		別表第一（第二条、第三条、第五条関係）	
事 務	金 額	事 務	金 額
一～四百八十一の六 略		一～四百八十一の六 略	
		四百八十一の七 住 宅確保要配慮者 に対する賃貸住宅の 供給の促進に關す る法律（平成十九 年法律第百十二 号）第八条の規定 に基づく住宅確保 要配慮者円滑入居 賃貸住宅事業の登 録の申請に対する 審査	次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額 1 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が一戸の場合 五千六百元 2 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が一戸を超え四 戸以内の場合 六 千五百円 3 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が四戸を超え九 戸以内の場合 八

			<p>4   千円 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が九戸を超え十 九戸以内の場合 九千六百円</p> <p>5   申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が十九戸を超え 三十九戸以内の場 合 一万円</p> <p>6   申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が三十九戸を超 え四十九戸以内の 場合 一万千円</p> <p>7   申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が四十九戸を超 え九十九戸以内の 場合 一万三千円</p> <p>8   申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が九十九戸を超 える場合 一万七 千円</p>
		<p>四百八十一の八 住 宅確保要配慮者に 対する賃貸住宅の 供給の促進に關す る法律第十二条第 三項の規定に基づ く登録事項の変更 の届出(住宅確保 要配慮者円滑入居 賃貸住宅の戸数を 増加する変更に係 るものに限る。) に係る審査</p>	<p>次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ 次に定める金額</p> <p>1   増加する住宅確 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が四戸以内の場合 八百円</p> <p>2   増加する住宅確 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が四戸を超え九戸 以内の場合 二千</p>

四百八十二〜五百十七 略	四百八十二〜五百十七 略
備考 略	備考 略

3   増加する住宅権   保要配慮者円滑入   居賃貸住宅の戸数   が九戸を超え十九   戸以内の場合 三   千九百円
4   増加する住宅権   保要配慮者円滑入   居賃貸住宅の戸数   が十九戸を超え二   十九戸以内の場合   四千四百円
5   増加する住宅権   保要配慮者円滑入   居賃貸住宅の戸数   が二十九戸を超え   三十九戸以内の場   合 五千五百円
6   増加する住宅権   保要配慮者円滑入   居賃貸住宅の戸数   が三十九戸を超え   四十九戸以内の場   合 五千七百円
7   増加する住宅権   保要配慮者円滑入   居賃貸住宅の戸数   が四十九戸を超え   九十九戸以内の場   合 七千七百円
8   増加する住宅権   保要配慮者円滑入   居賃貸住宅の戸数   が九十九戸を超え   る場合 一万千円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請等がなされている事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(文書学事課)

栃木県条例第四十三号

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例(平成二十五年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第三条 略</b></p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 産業競争力強化法第百三十四条第二項に規定する認定支援機関の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>五 産業競争力強化法第百四十条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行つた投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>六 略</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p><b>第三条 略</b></p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 産業競争力強化法第百二十七条第二項に規定する認定支援機関の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>五 産業競争力強化法第百三十三条第一号の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行つた投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された事業の再生に関する計画</p> <p>六 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

栃木県条例第四十四号

栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

(栃木県都市公園条例の一部改正)

第一条 栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(有料公園施設等)</p> <p><b>第七条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人で陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター、<u>武道館</u>若しくは運動広場を利用しようとする場合又はフィールドアスレチック施設、一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする場合は、この限りでない。</p>	<p>(有料公園施設等)</p> <p><b>第七条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定める申請書を知事に提出し、許可を受けなければならない。ただし、個人で陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニングセンター <u>若しくは運動広場</u>を利用しようとする場合又はフィールドアスレチック施設、一万人プール、水上アスレチック施設、ローラースケート場、ハング・パラグライダー場（附属設備を含む。）、パークゴルフ場、グラウンドゴルフ場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養施設、展望施設、園内移動用施設若しくは駐車場を利用しようとする場合は、この限りでない。</p>
---	--

別表第一の「栃木県総合運動公園」の部中「(1) 運動施設」の次に「(武道館を除く。)」を加え、同部(1)運動施設の項の次に次のように加える。

(2) 運動施設 (武道館)

ア 個人使用の場合

施設名	単位	使用区分			
		使用者区分	午前	午後	夜間
武道館	1人	高校生以下	210円	210円	210円
		大人	430円	430円	430円

イ 団体使用の場合

施設名等	使用区分			
	午前	午後	夜間	
全面	アマチュアスポーツを行う場合 入場料等を徴収しない場合	8,430円	12,600円	16,800円
	アマチュアスポーツを行う場合 入場料等を徴収する場合	42,100円	63,000円	84,000円
	アマチュア以外のスポーツ 入場料等を徴収しない場合	50,500円	75,600円	100,000円



武道館	第1道場	2 / 3面	を行う場合	入場料等を徴収する場合	252,000円	378,000円	504,000円
			アマチュアスポーツを行う場合	入場料等を徴収しない場合	5,620円	8,400円	11,200円
		2 / 3面	アマチュア以外のスポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	28,100円	42,000円	56,000円
				入場料等を徴収しない場合	33,700円	50,400円	67,200円
		1 / 3面	アマチュア以外のスポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	168,000円	252,000円	336,000円
				入場料等を徴収しない場合	2,810円	4,200円	5,600円
		1 / 3面	アマチュア以外のスポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	14,000円	21,000円	28,000円
				入場料等を徴収しない場合	16,800円	25,200円	33,600円
	1 / 3面	アマチュア以外のスポーツを行う場合	入場料等を徴収する場合	84,000円	126,000円	168,000円	
			入場料等を徴収しない場合	84,000円	126,000円	168,000円	
	第2道場	全面	アマチュア以外のスポーツを行う場合	入場料等を徴収しない場合	5,620円	8,490円	11,100円
				入場料等を徴収する場合	28,100円	42,400円	55,500円
			アマチュア以外のスポーツを行う場合	入場料等を徴収しない場合	33,700円	50,900円	66,600円
				入場料等を徴収する場合	168,000円	254,000円	333,000円
	弓道場 (近的)	-	アマチュア以外のスポーツを行う場合	入場料等を徴収しない場合	1,990円	2,990円	3,980円
入場料等を徴収する場合				9,950円	14,900円	19,900円	

	射 場 )	アマチュ ア以外の スポーツ を行 う 場 合	入場料等を徴 収しない場合	11,900円	17,900円	23,800円
			入場料等を徴 収する場合	59,700円	89,700円	119,000円

備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前とは、午前9時から午後1時までをいう。
  - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
  - (3) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を団体で使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、午前9時前の使用にあつては午前の使用区分、午後9時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数（その額が10,000円以上100,000円未満の場合にあつては100円未満の端数、その額が100,000円以上の場合にあつては1,000円未満の端数）があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 高校生以下が武道館を団体で使用する場合の使用料は、この表に定める額及び2の規定により得られた額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数（その額が10,000円以上100,000円未満の場合にあつては100円未満の端数、その額が100,000円以上の場合にあつては1,000円未満の端数）があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

訂正 第16頁の「(ア) 陸上競技場等」の「(ア) 陸上競技場等」を「(イ) 武道館」に訂正する。

(3) 会議室等

ア 陸上競技場等

施 設 名	使用区分		
	午 前	午 後	1 日
陸 上 競 技 場 会 議 室	3,180円	3,960円	6,850円
野 球 場 (本 球 場) 第 1 会 議 室	1,310円	1,530円	2,640円
野 球 場 (本 球 場) 第 2 会 議 室	1,310円	1,530円	2,640円
水 泳 場 会 議 室	1,310円	1,530円	2,640円
サ ッ カ ー ・ ラ グ ビ ー 場 会 議 室	1,310円	1,530円	2,640円
テ ニ ス コ ー ト 会 議 室	3,180円	3,960円	6,850円

イ 武道館

(ア) 会議室

施 設 名	使用区分	午 前	午 後	夜 間
会 議 室	1	3,180円	3,960円	3,960円
会 議 室	2	3,180円	3,960円	3,960円
会 議 室	3	1,310円	1,530円	1,530円
会 議 室	4	1,310円	1,530円	1,530円

## (イ) 師範室等

施 設 名	使 用 料
師 範 室 1	1時間につき 100円
師 範 室 2	1時間につき 100円
控 室	1時間につき 100円
役 員 控 室	1時間につき 100円

## 備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
  - (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時まで（武道館の会議室にあつては、午前9時から午後1時まで）をいう。
  - (2) 午後とは、午後零時から午後6時まで（武道館の会議室にあつては、午後1時から午後5時まで）をいう。
  - (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。
  - (4) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 この表は、陸上競技場、野球場（本球場）、水泳場又はサッカー・ラグビー場を団体で使用する者が当該使用に係る施設の会議室を使用する場合には適用しない。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館の会議室を使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、午前9時前の使用にあつては午前の使用区分、午後9時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 高校生以下が武道館の会議室又は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び3の規定により得られた額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の会議室又は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額並びに3及び4の規定によ

り得られた額に2を乗じて得た額とする。

別表第1の1栃木県総合運動公園の第③施設設備の算定料に定める。

ウ 武道館

(7) 照明設備

設 備 名		使用区分	全 点 灯		
			2 / 3 点 灯	1 / 3 点 灯	
第1道場照明設備	1時間	310円	200円	100円	
第2道場照明設備	1時間	200円	—	—	
近的射場照明設備	1時間	20円	—	—	

(イ) 照明設備以外の設備

設 備 名		使 用 料	
冷房設備	第1道場	1時間につき	4,760円
	第2道場	1時間につき	1,390円
暖房設備	第1道場	1時間につき	5,450円
	第2道場	1時間につき	1,740円
放送設備	第1道場	1時間につき	5,510円
	第2道場	1時間につき	1,010円
	近的射場	1時間につき	1,010円

別表第1の1栃木県総合運動公園の第③施設設備の算定料に定める。

4 高校生以下が武道館の照明設備又は照明設備以外の設備を使用する場合の使用料は、この表に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

5 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の照明設備又は照明設備以外の設備を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び4の規定により得られた額に2を乗じて得た額とする。

別表第1の1栃木県総合運動公園の第④用品の算定料に定める。

(5) 備品

ア 武道館

品 目	単 位	使 用 料	備 考
-----	-----	-------	-----

移動式 電光掲示板	第1道場	—	1時間につき 250円	—
	第2道場	—	1時間につき 250円	—
フロアシート	第1道場	1回	3,160円	翌日にわたっては使用することができない。
	第2道場	1回	1,970円	
	近的射場	1回	50円	

イ その他の施設

品目	単位	基準額又は 使用料	備考
コインロッカー	1回	20円	翌日にわたっては利用し、又は使用することができない。

備考

- 1 高校生以下が武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 2 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び1の規定により得られた額に2を乗じて得た額とする。

別表第一の「栃木県総合運動公園」の部中「(5)」を「(6)」に改める。  
(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正)

**第二条** 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成五年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p><b>第三条</b> 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館若しくは別館の競技場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくは</p>	<p>(利用の許可)</p> <p><b>第三条</b> 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館、<u>武道館</u>若しくは別館の競技場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくは</p>



はトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール又は栃木県体育館分館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

別表（第10条、第13条関係）

1 栃木県体育館の利用料金の基準額

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) 本館\_\_\_\_\_及び別館の競技場並びに弓道場

略

(イ) 略

イ 専用利用の場合

(ア) 略

(イ) 略

(ウ) 弓道場

(イ)の表と同じ。

(エ) 略

(2)・(3) 略

備考

1・2 略

3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に本館\_\_\_\_\_若しくは別館の競技場若しくは弓道場（以下「本館競技場等」という。）

若しくはプールを専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

4・5 略

2～7 略

はトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール又は栃木県体育館分館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。

別表（第10条、第13条関係）

1 栃木県体育館の利用料金の基準額

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) 本館、武道館及び別館の競技場並びに弓道場

略

(イ) 略

イ 専用利用の場合

(ア) 略

(イ) 武道館の競技場

(ア)の表と同じ。

(ウ) 略

(エ) 弓道場

(ウ)の表と同じ。

(オ) 略

(2)・(3) 略

備考

1・2 略

3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に本館、武道館若しくは別館の競技場若しくは弓道場（以下「本館競技場等」という。）

若しくはプールを専用利用する場合又は会議室を利用する場合の利用料金の基準額は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1)・(2) 略

4・5 略

2～7 略

**附 則**

この条例は、平成三十一年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定める日から施行する。

(都市整備課)

**栃木県条例第四十五号**

**栃木県建築基準条例の一部を改正する条例**

栃木県建築基準条例(昭和五十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外)</p> <p><b>第八条 略</b></p> <p>2 令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、次条、第九条、第十六条第一項、第十八条、第二十条、第三十一条及び第四十一条の規定は、適用しない。</p> <p>(避難経路の確保)</p> <p><b>第九条 法別表第一(一)欄(一)項、(二)項又は(四)項</b>に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超え、地階又は三階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第二十條に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入することのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十三項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該</p>	<p>(階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外)</p> <p><b>第八条 略</b></p> <p>2 令第二百二十九条の二第三項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、次条、第九条、第十六条第一項、第十八条、第二十条、第三十一条、第三十九条及び第四十一条の規定は、適用しない。</p> <p>(避難経路の確保)</p> <p><b>第九条 法別表第一(一)欄(一)項、(二)項又は(四)項</b>に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超え、地階又は三階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第二十條に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入することのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八十条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二に規定する防火設備で令百十二条第十四項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該</p>

歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備  
その他これに類するもので自動式のもの及び  
令第二百二十六条の三の規定に適合する排  
煙設備を設ける場合は、この限りでない。

(防火区画を貫通する風道に設ける防火設備)

**第十条** 前条、第二十九条第一項第一号及び  
第三十一条の規定により区画された部分を  
貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道  
には、当該貫通する部分又はこれに近接す  
る部分に法第二条第九号の二ロに規定する  
防火設備で令第一百二十二条第十五項の規定に  
適合するものを設けなければならない。

(歩行経路の制限)

**第二十九条** ホテル等の用途に供する建築物  
で令第二百二十一条第一項の規定により避難  
階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有  
するものの三階以上の階の宿泊室の出口か  
ら各直通階段に至る通常の歩行経路の全て  
に共通の重複区間(以下この条において  
「重複区間」という。)があるときにおけ  
る重複区間の長さは、十メートル未満とし  
なければならない。ただし、次の各号のい  
ずれかに該当する階については、この限り  
でない。

- 一 宿泊室の出口から避難階又は地上に通  
ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路  
が、当該部分とその他の部分とを耐火構  
造若しくは令第八十条の三第一項第一号  
イ及びロに掲げる基準に適合する構造の  
床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロ  
に規定する防火設備で令第一百二十二条第十  
三項第二号に規定する構造であるもので  
区画されている階

二 略

2 略

(防火区画)

**第三十一条** 建築物の一部がホテル等の用途  
に供するもので、階数が二であり、かつ、  
その用途に供する部分の床面積の合計が二  
百平方メートルを超えるものは、当該部分  
とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法

歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備  
その他これに類するもので自動式のもの及び  
令第二百二十六条の三の規定に適合する排  
煙設備を設ける場合は、この限りでない。

(防火区画を貫通する風道に設ける防火設備)

**第十条** 前条、第二十九条第一項第一号及び  
第三十一条の規定により区画された部分を  
貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道  
には、当該貫通する部分又はこれに近接す  
る部分に法第二条第九号の二ロに規定する  
防火設備で令第一百二十二条第十六項の規定に  
適合するものを設けなければならない。

(歩行経路の制限)

**第二十九条** ホテル等の用途に供する建築物  
で令第二百二十一条第一項の規定により避難  
階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有  
するものの三階以上の階の宿泊室の出口か  
ら各直通階段に至る通常の歩行経路の全て  
に共通の重複区間(以下この条において  
「重複区間」という。)があるときにおけ  
る重複区間の長さは、十メートル未満とし  
なければならない。ただし、次の各号のい  
ずれかに該当する階については、この限り  
でない。

- 一 宿泊室の出口から避難階又は地上に通  
ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路  
が、当該部分とその他の部分とを耐火構  
造若しくは令第八十条の三第一項第一号  
イ及びロに掲げる基準に適合する構造の  
床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロ  
に規定する防火設備で令第一百二十二条第十  
四項第二号に規定する構造であるもので  
区画されている階

二 略

2 略

(防火区画)

**第三十一条** 建築物の一部がホテル等の用途  
に供するもので、階数が二であり、かつ、  
その用途に供する部分の床面積の合計が二  
百平方メートルを超えるものは、当該部分  
とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法

第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令**第百十二条第十三項第二号**に規定する構造であるもので区画しなければならない。

**第三十九条 削除**

**第四十八条** 第五条から第七条まで、第八条の二から第二十条まで、第二十二條から第三十五条まで、第三十七條、**第三十八條**、第四十一条又は第四十二条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 略

第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令**第百十二条第十四項第二号**に規定する構造であるもので区画しなければならない。

(防火区画)

**第三十九条** 建築物の一部を車庫等の用途に供する場合においては、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の床で区画しなければならない。ただし、消防用自動車の車庫については、この限りでない。

**第四十八条** 第五条から第七条まで、第八条の二から第二十条まで、第二十二條から第三十五条まで、第三十七條から**第三十九條**まで、第四十一条又は第四十二条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 略

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(建築課)

**栃木県条例第四十六号**

**栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例を廃止する条例**

栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例（昭和五十七年栃木県条例第三十六号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(障害福祉課)

**栃木県条例第四十七号**

**栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例を廃止する条例**

栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例（平成七年栃木県条例第六号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(警察本部運転免許管理課)